

埼玉県公安委員会規程第5号

行政不服審査手続規程を次のように定める。

平成28年3月23日

埼玉県公安委員会委員長

行政不服審査手続規程

行政不服審査手続規程（昭和42年埼玉県公安委員会規程第3号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の規定により、埼玉県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対する審査請求の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規程で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

（審理手続等に関する事務）

第3条 埼玉県警察本部長は、公安委員会が審査庁として行う審理手続及び裁決に関する事務等については、警務部監察官室長（以下「監察官室長」という。）に行わせるものとする。

（処分庁等の事務）

第4条 法が規定する処分庁等としての事務は、当該審査請求の対象となる処分又は不作為に関係する所属長（以下「所属長」という。）が行うものとする。

（物件等の提出）

第5条 法、行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号。以下「令」という。）及びこの規程の規定による公安委員会への書類その他の物件の提出は、監察官室長を経由して行うものとする。

（審査請求の受付等）

第6条 公安委員会に対する審査請求は、原則として、監察官室長が受け付けるものとする。

2 所属長は、審査請求書の提出を受けたときは、速やかに当該審査請求書を監察官室長へ送付するものとする。

- 3 監察官室長は、前2項の規定による審査請求書の提出を受けたときは、審査請求管理簿（様式第1号）に記載するとともに、審査請求受理票（様式第2号）に必要事項を記載するものとする。

（総代の互選及び代表者等の資格の証明等）

第7条 監察官室長は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第11条第2項（法第61条及び第66条において準用する場合を含む。）の規程による総代の互選の命令は、総代互選命令書（様式第3号）により行うものとする。

- 2 監察官室長は、審査請求が代表者若しくは管理人の名で、又は総代若しくは代理人（以下「代表者等」という。）によってなされたときは、これらの者に対し、令第3条に規定する資格を証明する書面の提出を求めるものとする。
- 3 監察官室長は、審査請求が団体名で行われるときは、代表者等の明示を求めるものとする。
- 4 監察官室長は、代表者等がその資格を失ったときは、当該代表者等から書面の提出を求めるものとする。
- 5 監察官室長は、代表者等が選任され、又は解任されたときは、他の審理関係人に対し、総代選任・解任通知書（様式第4号）によりその旨を通知するものとする。

（参加人）

第8条 監察官室長は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第13条第1項（法第61条及び第66条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による参加の申立てについて許可し、又は許可しないことを決定したときは、当該申立人に対し、参加許可・不許可通知書（様式第5号）により通知し、参加を許可した後、当該許可を取り消すときは、参加取消書（様式第6号）により当該参加人に対し、通知するものとする。

- 2 監察官室長は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第13条第2項（法第61条及び第66条において準用する場合を含む。）の規定により参加を要求するときは、参加要求書（様式第7号）により行うものとする。
- 3 監察官室長は、法第13条第1項に規定する利害関係人が新たに参加人となったとき、又は参加人が審査請求への参加を取り下げたときは、他の審理関係人に対し、参加人通知書（様式第8号）によりその旨を通知するものとする。

(補正命令)

第9条 監察官室長は、法第23条（法第61条及び第66条において準用する場合を含む。）の規定による補正を命令するときは、補正命令書（様式第9号）により行うものとする。

(執行停止の決定)

第10条 監察官室長は、法第25条第2項（法第61条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による執行停止をしたときは、審査請求人、参加人及び処分庁（処分庁が審査庁である場合にあつては、審査請求人及び参加人。次条において同じ。）に対し、執行停止等通知書（様式第10号）によりその旨を通知するものとする。法第25条第2項の申立てが行われた場合において、同項の規定による執行停止をしないこととしたときも、同様とする。

(執行停止の取消し)

第11条 監察官室長は、法第26条（法第61条及び第66条において準用する場合を含む。）の規定により執行停止を取り消したときは、審査請求人、参加人及び処分庁に対し、執行停止取消通知書（様式第11号）によりその旨を通知するものとする。

(審査請求の取下げ)

第12条 監察官室長は、法第27条（法第61条及び第66条において準用する場合を含む。）の規定による審査請求の取下げがあつたときは、参加人及び処分庁等（処分庁等が審査庁である場合には参加人）に対し、審査請求取下通知書（様式第12号）によりその旨を通知するものとする。

2 監察官室長は、前項に規定する審査請求の取下げがあつたときは、法第32条第1項（法第61条及び第66条において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは第2項（法第66条において準用する場合を含む。以下同じ。）又は法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第33条（法第66条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により提出された書類その他の物件を当該提出人に返還しなければならない。この場合において、返還については、第19条の規定に基づき行うものとする。

(弁明書の提出等)

第13条 第6条の規定により審査請求がされたときは、監察官室長は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第29条第1項（法第66条において準用する場合を含

む。)及び第2項の規定により、審査請求書(写)送付書(様式第13号)により審査請求書の副本を所属長へ送付し、期限を定めて弁明書の提出を求めるものとする。

- 2 所属長は、前項の規定により審査請求書の副本の送付を受けたときは、弁明書を作成し、期限内に監察官室長へ提出するものとする。
- 3 所属長は、審査請求をされたときに、当該審査請求の対象となる処分に関して調査をすべき事項があるときは、調査を実施し、その結果を監察官室長に報告するものとする。
- 4 監察官室長が調査を実施するときは、所属長は、当該調査に協力するものとする。

(反論書等の提出等)

第14条 監察官室長は、前条の規定により所属長から弁明書の提出を受けたときは、弁明書送付書(様式第14号)により当該弁明書の副本を審査請求人及び参加人に送付し、審査請求人にとっては反論書を、参加人にとっては意見書を提出する機会を与えるものとする。

- 2 監察官室長は、前項の規定により反論書又は意見書が提出されたときは、反論書には参加人及び所属長に、意見書には審査請求人及び所属長にそれぞれ送付するものとする。

(口頭意見陳述)

第15条 監察官室長は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第31条第2項(法第61条及び第66条において準用する場合を含む。)の規定による口頭意見陳述の期日及び場所の指定並びに審理関係人の招集は、口頭意見陳述通知書(様式第15号)により行うものとする。

- 2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第31条第1項(法第61条及び第66条において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する口頭意見陳述については、警務部訟務官(これにより難い場合は監察官室長が指定する者。以下「訟務官等」という。)が実施するものとする。
- 3 訟務官等は、口頭意見陳述を実施したときは、審理録(様式第16号)を作成するものとする。
- 4 監察官室長は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第31条第3項(法第61条及び第66条において準用する場合を含む。)の規定により補佐人とともに出頭することについて許可を求める申立てについて許可し、又は許可しないことを決定したとき

は、当該申立人に対し、補佐人帯同通知書（様式第 17 号）によりその旨を通知するものとする。ただし、当該申立てが口頭意見陳述当日になされた場合は、この限りでない。

（証拠書類等の提出）

第 16 条 法第 32 条第 1 項及び第 2 項に規定する証拠書類等の提出があったときは、監察官室長が受理するものとする。

- 2 監察官室長は、法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する法第 32 条第 3 項（法第 61 条及び第 66 条において準用する場合を含む。）に規定する相当の期間を定めたときは、審理関係人に対し、証拠書類等提出期限通知書（様式第 18 号）によりその旨を通知するものとする。

（物件の提出要求）

第 17 条 監察官室長は、法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する法第 33 条（法第 66 条において準用する場合を含む。）の申立てに係る書類その他の物件の提出を求めること、又は当該物件の提出を求めないことを決定したときは、当該申立てをした者に対し、物件提出要求通知書（様式第 19 号）によりその旨を通知するものとする。ただし、当該申立てが法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する法第 31 条第 1 項の規定による意見の聴取又は法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する法第 37 条第 1 項（法第 66 条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による意見の聴取の場において行われる場合であって、その場において当該決定を行うときは、この限りでない。

- 2 監察官室長は、法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する法第 33 条（法第 66 条において準用する場合を含む。）の規定により職権により物件の提出を求めるときは、物件提出要求書（様式第 20 号）により依頼するものとする。

（物件等の提出期限の再設定）

第 18 条 監察官室長は、第 13 条第 1 項、第 14 条第 1 項、第 16 条第 1 項及び第 17 条の規定により提出を求めた物件等について、指定した期間内に提出されないときは、法第 41 条第 2 項の規定により提出期限再設定書（様式第 21 号）を送付するものとする。

（証拠書類等及び物件の保管及び返還）

第 19 条 監察官室長は、第 16 条第 1 項及び第 17 条の規定により、証拠書類等及び物件の提出を受けたとき（前条において提出期限を再設定したときを含む。次条において同じ。）

は、証拠書類等保管簿（様式第 22 号）に必要な事項を記載するとともに、当該書類その他の物件を提出した者に対し、提出物目録（様式第 23 号）を交付するものとする。

2 監察官室長は、書類その他の物件は、必要がなくなったとき、又は裁決をしたときは、当該書類その他の物件を速やかにその提出者に返還しなければならない。

3 前項の規定により書類その他の物件を返還するときは、第 1 項の規定により交付した提出物目録と引換えにするものとする。

（証拠書類等の提出に係る審理関係人に対する通知）

第 20 条 監察官室長は、第 16 条第 1 項及び第 17 条の規定により、証拠書類等及び物件の提出を受けたときは、その提出人以外の審理関係人に対し、証拠書類等に関する通知書（様式第 24 号）によりその旨を通知するものとする。

（参考人の陳述及び鑑定）

第 21 条 監察官室長は、法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する法第 34 条（法第 66 条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する参考人の陳述及び鑑定の申立てが行われた場合において、参考人陳述等の要求をし、又はしないこととしたときは、当該申立人に対し、参考人陳述・鑑定許可・不許可通知書（様式第 25 号）により通知するものとする。

2 監察官室長は、法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する法第 34 条の規定により、参考人陳述等を求めるに当たっては、参考人陳述・鑑定依頼書（様式第 26 号）により依頼するものとする。

3 法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する法第 34 条に規定する口頭による参考人の陳述については、訟務官等が実施するものとする。

4 第 17 条第 1 項ただし書の規定は第 1 項の規定による通知について、第 15 条第 3 項の規定は口頭による法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する法第 34 条の規定による参考人の陳述について、それぞれ適用する。

（検証）

第 22 条 監察官室長は、第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する法第 35 条第 1 項（法第 66 条において準用する場合を含む。第 3 項において同じ。）の規定により検証を求める申立てについて許可し、又は許可しないことを決定したときは、当該申立人に対し、検証許可・不許可通知書（様式第 27 号）により通知するものとする。

- 2 監察官室長は、審査請求人又は参加人の申立てにより検証を行う場合における法第 35 条第 2 項（法第 66 条において準用する場合を含む。）の通知は、検証通知書（様式第 28 号）により通知するものとする。
- 3 監察官室長は、法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する法第 35 条第 1 項の検証をしたときは、検証調書（様式第 29 号）を作成するものとする。
- 4 第 17 条第 1 項ただし書の規定は、第 1 項の規定による通知について準用する。

（審理関係人への質問）

第 23 条 監察官室長は、第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する法第 36 条（法第 66 条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により質問の申立てについて許可し、又は許可しないことを決定したときは、質問通知書（様式第 30 号）により通知するものとする。

- 2 監察官室長は、法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する法第 36 条の規定による質問をしようとする場合において、必要があると認めるときは、質問を受けるべき者に対し、質問書（様式第 31 号）により必要な事項を通知するものとする。
- 3 法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する法第 36 条に規定する口頭による審理関係人への質問については、訟務官等が実施するものとする。
- 4 第 17 条第 1 項ただし書の規定は第 1 項の規定による通知について、第 15 条第 3 項の規定は口頭による法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する法第 36 条の規定による質問について、それぞれ準用する。

（意見の聴取の通知の方式等）

第 24 条 監察官室長は、法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する法第 37 条第 1 項（法第 66 条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により審理関係人を招集しようとするときは、審理関係人に対し、意見聴取実施通知書（様式第 32 号）により必要な事項を通知するものとする。

- 2 監察官室長は、法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する法第 37 条第 3 項（法第 66 条において準用する場合を含む。）の規定による通知は、審理手続期日等通知書（様式第 33 号）により必要な事項を通知するものとする。
- 3 法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する法第 37 条第 1 項又は第 2 項に規定する意見の聴取については、訟務官等が実施するものとする。

4 第15条第3項の規定は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第37条第1項又は第2項の規定による意見の聴取について準用する。

(提出書類等の閲覧等)

第25条 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第38条第1項(法第66条において準用する場合を含む。)の規定による、審査請求人又は参加人(以下この条において「申請人」という。)からの提出書類等の閲覧等の申請については、書面の提出を求めるものとし、監察官室長が受理するものとする。

2 監察官室長は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第38条第2項(法第66条において準用する場合を含む。)の規定による提出人の意見の聴取は、閲覧等に関する意見照会書(様式第34号)により行うものとする。

3 監察官室長は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第38条第3項(法第66条において準用する場合を含む。)の規定による閲覧日時及び場所の指定は、提出書類閲覧日時等指定書(様式第35号)を送付して行うものとする。

(手続の併合又は分離の通知の方式)

第26条 監察官室長は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第39条(法第61条及び第66条において準用する場合を含む。)の規定により数個の審査請求に係る審理手続を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る審理手続を分離したときは、審理関係人に対し、審理手続の併合・分離通知書(様式第36号)によりその旨を通知するものとする。

(審理手続の終結の通知の方式)

第27条 監察官室長は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第41条第3項(法第66条において準用する場合を含む。)の規定による審理手続を終結した旨の通知は、審理手続終結通知書(様式第37号)により行うものとする。

(審査会への諮問)

第27条の2 埼玉県情報公開条例(平成12年埼玉県条例第77号)第24条第1項に規定する埼玉県情報公開審査会への諮問及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第105条第3項の規定により準用する同条第1項に規定する埼玉県個人情報保護審査会への諮問に関する手続については、埼玉県警察本部長が別に定める。

(裁決等)

第 28 条 法第 50 条第 1 項（法第 66 条において準用する場合を含む。）に規定する裁決は裁決書（様式第 38 号）により、法第 51 条第 2 項（法第 61 条及び第 66 条において準用する場合を含む。）又は第 4 項（法第 61 条及び第 66 条において準用する場合を含む。）の規定による裁決書の謄本の送付は裁決書謄本送付書（様式第 39 号）を付して行うものとする。

2 法第 51 条第 3 項（法第 61 条及び第 66 条において準用する場合を含む。）に規定する公示は、公示書（様式第 40 号）によるものとする。

（教示事項）

第 29 条 法第 82 条第 1 項に規定する処分に係る教示は、当該処分を記載した書面に別記の教示文を記載して行うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 埼玉県公安委員会又は埼玉県警察（以下「公安委員会等」という。）の処分又は不作為についての埼玉県公安委員会に対する不服申立てであって、法の施行前にされた公安委員会等の処分又は法の施行前にされた申請に係る公安委員会等の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 7 月 13 日公安委員会規程第 10 号）

この規程は、平成 28 年 7 月 14 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 9 日公安委員会規程第 1 号）

この規程は、令和 4 年 3 月 18 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 24 日公安委員会規程第 4 号）

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。





| 審理手続の状況   |          |     |    |
|-----------|----------|-----|----|
| 項目        | 申立日（受理日） | 決定日 | 備考 |
| 総代の互選     |          |     |    |
| 参加人       |          |     |    |
| 執行停止      |          |     |    |
| 弁明書の提出    |          |     |    |
| 反論書等の提出   |          |     |    |
| 証拠書類等の提出  |          |     |    |
| 物件の提出要求   |          |     |    |
| 参考人陳述・鑑定  |          |     |    |
| 検証        |          |     |    |
| 質問        |          |     |    |
| 提出書類等の閲覧等 |          |     |    |
| 裁決        |          |     |    |
|           |          |     |    |
|           |          |     |    |
| 備考        |          |     |    |

# 総代互選命令書

公委第 号

年 月 日

殿

埼玉県公安委員会

審査請求の件名

審査請求年月日

審査請求人

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第11条第2項の規定により、上記の審査請求に関し、3人以内の総代を下記の期限までに互選するよう命じます。

なお、総代を選出した場合は、埼玉県公安委員会宛てに、書面により通知願います。

記

回答期限

年 月 日

# 総代選任・解任通知書

公委第 号

年 月 日

殿

埼玉県公安委員会

審査請求の件名

審査請求年月日

審査請求人

上記の審査請求については、 年 月 日付けをもって下記の者が総代に  
選任されたので、通知します。  
解任

記

総代

住所

氏名

# 総代選任・解任通知書

公委第 号

年 月 日

殿

埼玉県公安委員会

審査請求の件名

審査請求年月日

審査請求人

上記の審査請求については、 年 月 日付けをもって下記の者が総代に

選任されたので、通知します。

解任

記

総代

住所

氏名

## 参加許可・不許可通知書

公委第 号  
年 月 日

殿

埼玉県公安委員会

審査請求の件名

審査請求年月日

審査請求人

上記の審査請求に関して、 年 月 日付けで申立てのあった、利害関係人として参加することについては、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第1項の規定により 許可 不許可 することとします。

記

不許可の場合の理由

# 参加取消書

公委第 号  
年 月 日

殿

埼玉県公安委員会

審査請求の件名

審査請求年月日

審査請求人

上記の審査請求への参加の許可については、下記の理由により取り消します。

記

理由

参 加 要 求 書

公委第 号  
年 月 日

殿

埼玉県公安委員会

審査請求の件名

審査請求年月日

審査請求人

上記の審査請求について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第2項の規定により、利害関係人である貴殿が参加人として当該審査請求へ参加することを求めます。

記

利害関係人として参加を求める理由

# 参 加 人 通 知 書

公委第 号  
年 月 日

殿

埼玉県公安委員会

審査請求の件名

審査請求年月日

審査請求人

上記の審査請求について、下記の者が参加人として参加することについては、  
許可した                      ので、通知します。  
取り消した  
取り下げられた                      記

参加人

住所

氏名

補 正 命 令 書

公委第 号  
年 月 日

殿

埼玉県公安委員会

年 月 日付けで貴殿から提出のあった審査請求は、下記の事項について不備があり、又は不適法であるため、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により、年 月 日までに補正するよう命じます。

なお、上記期限までに補正しないときは、行政不服審査法第24条第1項の規定により、貴殿の審査請求を却下することがあるので、申し添えます。

記

1

2

3

## 執行停止等通知書

公委第 号  
年 月 日

殿

埼玉県公安委員会

審査請求の件名

審査請求年月日

審査請求人

上記の審査請求について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第25条第2項の規定により、下記のとおり 執行停止をする ことを決定したので通知します。  
執行停止をしない

記

執行停止の内容（期間等）又は執行停止をしない理由

## 執行停止取消通知書

公委第 号  
年 月 日

殿

埼玉県公安委員会

審査請求の件名

審査請求年月日

審査請求人

上記の審査請求に関し、 年 月 日付けをもって通知した執行停止については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第26条の規定により、下記のとおり取り消したので、通知します。

記

執行停止取消の内容及び理由

# 審査請求取下通知書

公委第 号

年 月 日

殿

埼玉県公安委員会

審査請求の件名

審査請求年月日

審査請求人

年 月 日付で、上記の審査請求が取り下げられたので通知します。

## 審査請求書（写）送付書

公委第 号  
年 月 日

殿

埼玉県公安委員会

審査請求の件名

審査請求人

審査請求年月日

上記の審査請求について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第29条の規定により、審査請求書（副本）を送付するので、当該審査請求に対する弁明書正副 通を下記の期限までに提出してください。

なお、同法第29条第4項に掲げる書面を保有している場合は、弁明書に添付してください。

記

弁明書の提出期限

年 月 日

## 弁 明 書 送 付 書

公委第 号  
年 月 日

殿

埼玉県公安委員会

審査請求の件名

審査請求年月日

審査請求人

上記の審査請求について、処分庁等から弁明書の提出を受けたため、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第29条第5項の規定により、当該弁明書（副本）を送付し　　ま　　す　　。

また、行政不服審査法第30条第1項又は第2項の規定により、弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面（反論書）又は審査請求に係る事件に関する意見を記載した書面（意見書）を提出する場合には　　年　　月　　日まで提出してください。

なお、反論書又は意見書が提出されないときは、反論事項はないものとして処理することがあります。

## 口 頭 意 見 陳 述 通 知 書

公委第 号  
年 月 日

殿

埼玉県公安委員会

審査請求の件名

審査請求年月日

審査請求人

上記の審査請求については、下記1のとおり口頭意見陳述の申立てがあったため、  
下記2のとおり実施することとしたので、出席してください。

なお、口頭意見陳述の申立人がこの口頭意見陳述に正当な理由なく出席しない場  
合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第41条第2項第2号の規定により、審  
理手続を終結させることがあるので、申し添えます。

記

- 1 口頭意見陳述の申立て
  - (1) 口頭意見陳述の申立て年月日
  - (2) 口頭意見陳述の申立人
- 2 口頭意見陳述開催日時及び場所等

(注) 口頭意見陳述の開催に当たっては、出席者の本人確認を行いますので、身分証明書等  
を持参して下さい。

様式第16号（第15条関係）

| 審 理 録                      |       |         |       |
|----------------------------|-------|---------|-------|
| 事案の件名                      |       |         |       |
| 原処分年月日                     | 年 月 日 | 審査請求年月日 | 年 月 日 |
| 意見の聴取日時                    |       |         |       |
| 意見の聴取場所                    |       |         |       |
| 意見陳述者<br>(住所、氏名、<br>職業、年齢) |       |         |       |
| 審査請求人側の<br>その他の出席者         |       |         |       |
| 処分庁側の出席者                   |       |         |       |
| 意見の陳述の要旨                   |       |         |       |

## 補佐人帯同通知書

公委第 号  
年 月 日

殿

埼玉県公安委員会

審査請求の件名

審査請求年月日

審査請求人

上記の審査請求に関し、下記のとおり申立てのあった口頭意見陳述に補佐人を帯同することについては 許 可 とします。  
不許可

記

1 補佐人帯同の申立て

(1) 申立年月日

(2) 申立人

(3) 補佐人

2 不許可の場合の理由

## 証拠書類等提出期限通知書

公委第 号  
年 月 日

殿

埼玉県公安委員会

審査請求の件名

審査請求人

審査請求年月日

上記の審査請求について、行政不服審査法第32条第1項又は第2項の規定により、証拠書類等を提出する場合には 年 月 日まで提出してください。

# 物 件 提 出 要 求 通 知 書

公委第 号

年 月 日

殿

埼玉県公安委員会

審査請求の件名

審査請求人

審査請求年月日

上記の審査請求に関し、 年 月 日付け、貴殿から申立てのあ  
った、物件提出要求については、 実施する こととしたので通知します。  
実施しない

記

実施しないこととした場合の理由

# 物 件 提 出 要 求 書

公委第 号  
年 月 日

殿

埼玉県公安委員会

審査請求の件名

審査請求年月日

審査請求人

上記の審査請求の審理のために必要がありますので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第33条の規定により、下記の物件について、年 月 日までに提出をお願いします。

記

提出を求める物件の名称及び数量

（注） 提出いただいた物件は、適切に管理し、裁決の後速やかに返還いたします。  
また、本件審査請求の審査請求人又は参加人は、この物件について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第1項に基づき、閲覧等を求めることができますので、この閲覧等に対する貴殿の意見を付して提出をお願いいたします。

# 提出期限再設定書

公委第 号  
年 月 日

殿

埼玉県公安委員会

審査請求の件名

審査請求年月日

審査請求人

年 月 日付け  
審査請求書（写）送付書  
弁明書送付書  
証拠書類等提出期限通知書  
物件提出要求書  
により、下記の

とおりに提出を求めた物件については、年 月 日までに提出してください。

なお、上記期限までに物件が提出されない場合は、行政不服審査法第41条第2項の規定により審理手続を終結することがあるので、申し添えます。

記

提出を求めた物件及びその提出期限



| 提出物目録  |       |
|--|-------|
| 公委第 号<br>年 月 日   |       |
| 殿  |       |
| 埼玉県公安委員会   |       |
| 審査請求の審査のため、必要な証拠書類又は物件等を次のとおり預かりました。                             |       |
| 審査請求の件名  |       |
| 審査請求人<br>(住所、氏名)   |       |
| 預かった日時   | 年 月 日 |
| 預かった証拠書類<br>又は物件等<br>(品名、数量等)                                    |       |
| (注) この書類は、預けた証拠書類又は物件等をあなたにお返しするときに引き換えにすることになりますから、大切に保管してください。 |       |

# 証拠書類等に関する通知書

公委第 号  
年 月 日

殿

埼玉県公安委員会

審査請求の件名

審査請求年月日

審査請求人

上記の審査請求について、下記のとおり証拠書類等が提出されたので通知します。

記

証拠書類等

提出人

証拠書類等

参考人陳述・鑑定許可・不許可通知書

公委第 号  
年 月 日

殿

埼玉県公安委員会

審査請求の件名

審査請求人

審査請求年月日

上記の審査請求に関し、 年 月 日付け申立てのあった 参考人陳述  
については、 実施する こととしたので通知します。 鑑 定  
実施しない

記

実施しないこととした場合の理由

## 参考人陳述・鑑定依頼書

公委第 号  
年 月 日

殿

埼玉県公安委員会

審査請求の件名

審査請求年月日

審査請求人

上記の審査請求の審理のために必要がありますので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第34条の規定により、下記のとおり参考人としての陳述  
鑑 定 をお願いしま  
す。

記

1 陳述又は鑑定を求める内容

2 その他

## 検証許可・不許可通知書

公委第 号  
年 月 日

殿

埼玉県公安委員会

審査請求の件名

審査請求人

審査請求年月日

上記の審査請求に関し、 年 月 日付けで申立てのあった 検証 に  
ついては、 実施する こととしたので通知します。  
実施しない

記

実施しないこととした場合の理由

検 証 通 知 書

公委第 号  
年 月 日

殿

埼玉県公安委員会

審査請求の件名

審査請求人

審査請求年月日

上記の審査請求に関し、 年 月 日付けで申立てのあった検証については、下記により実施することとしたので、通知します。

また、貴殿は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第35条の規定により、当該検証に立ち会うことができることを、併せて通知します。

記

検証を実施する日時及び場所

検 証 調 書

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

所 属

階級(職)

氏 名

埼玉県公安委員会に対する審査請求について検証を行った結果は、下記のとおりである。

記

1 審査請求

(1) 審査請求の件名

(2) 審査請求年月日

(3) 審査請求人

2 検証の日時及び場所

3 立会人の氏名及び住所

4 検証の結果

5 その他

# 質 問 通 知 書

公委第 号  
年 月 日

殿

埼玉県公安委員会

審査請求の件名

審査請求人

審査請求年月日

上記の審査請求に関し、 年 月 日付け、貴殿から申立てがあった質  
問について、許可する こととしたので通知します。  
許可しない

記

質問を許可しないこととした場合の理由

質 問 書

公委第 号  
年 月 日

殿

埼玉県公安委員会

審査請求の件名

審査請求年月日

審査請求人

上記の審査請求の審理のために必要がありますので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第36条の規定により、下記のとおり質問に対する回答をお願いします。

記

1 質問内容

2 その他

## 意見聴取実施通知書

公委第 号  
年 月 日

殿

埼玉県公安委員会

審査請求の件名

審査請求年月日

審査請求人

上記の審査請求に関し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第37条第1項の規定により、審理手続の申立てに関する意見聴取を下記のとおり実施することとしたので、出席してください。

記

意見聴取実施日時及び場所

## 審理手続期日等通知書

公委第 号  
年 月 日

殿

埼玉県公安委員会

審査請求の件名

審査請求年月日

審査請求人

上記の審査請求に関し、 年 月 日に意見の聴取を行ったことから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第37条第3項の規定により、審理手続の期日及び場所並びに審理手続の終結予定時期について下記のとおり通知します。

記

- 1 審理手続の期日及び場所
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 2 審理手続の終結予定時期

## 閲覧等に関する意見照会書

公委第 号  
年 月 日

殿

埼玉県公安委員会

審査請求の件名

審査請求年月日

審査請求人

上記の審査請求に関し、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第38条第1項の規定により、下記のとおり提出書類等の閲覧及び写し等の交付の請求を受けたことから、法第38条第2項の規定により、当該閲覧及び写し等の交付を行うことについての貴殿の意見を聴取するので書面により、回答をお願いします。

なお、閲覧等の請求に対する審査庁の判断が、貴殿の意見と異なる場合があることを御承知おきください。

記

- 1 請求年月日
- 2 請求人
- 3 閲覧の請求対象となる提出書類等
- 4 写し等の交付の請求対象となる提出書類等

# 提出書類閲覧日時等指定書

公委第 号  
年 月 日

殿

埼玉県公安委員会

審査請求の件名

審査請求人

審査請求年月日

上記の審査請求については、 年 月 日付で、貴殿から申請があった  
提出書類等の閲覧等については、下記のとおり回答いたします。

記

- 1 閲覧について
- 2 写し等の交付について
- 3 閲覧及び写し等の交付を実施する日時及び場所について
- 4 その他

## 審理手続の併合・分離通知書

公委第 号  
年 月 日

殿

埼玉県公安委員会

下記の審査請求に係る審理手続は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第39条の規定によりこれらを 併合 することとしたので通知します。  
分 離

記

1 審理手続を併合・分離する審査請求

- (1) 審査請求の件名
- (2) 審査請求人
- (3) 審査請求年月日

2 審理手続を併合・分離する審査請求

- (1) 審査請求の件名
- (2) 審査請求人
- (3) 審査請求年月日

## 審理手続終結通知書

公委第 号  
年 月 日

殿

埼玉県公安委員会

審査請求の件名

審査請求人

審査請求年月日

上記の審査請求に係る審理手続を終結したので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第41条第3項の規定により通知します。

## 裁 決 書

公委第 号  
年 月 日

住所

氏名 殿

年 月 日付けで申立てのあった審査請求について、次のとおり裁決  
します。

記

1 主文

2 事案の概要

3 審理関係人の主張の要旨

4 理由

埼玉県公安委員会

裁決書謄本送付書

公委第 号  
年 月 日

殿

埼玉県公安委員会

年 月 日付け、 から申立てのあった審査請求について裁決したため、裁決書（ 年 月 日付け公委 号）の謄本を送付いたします。

公 示 書

公委第 号  
年 月 日

審査請求について

住 所

氏 名 殿

あなたの提起した審査請求（ 年 日 日付け）の裁決書の謄本は、  
埼玉県公安委員会において保管しているので、いつでも受け取りに来てください。

埼玉県公安委員会

別記（第29条関係）

教 示 文

この処分について不服がある場合は、処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県公安委員会に対し、審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。